

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2023 年 6 月 29 日	
長野県知事 阿部 守一 殿	
提出者	
住 所	長野県千曲市屋代1393
氏 名	長野電子工業株式会社 代表取締役社長 市川 和成 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	026-261-3100
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	長野電子工業株式会社 本社工場
事業場の所在地	長野県千曲市屋代1393
計画期間	2023.4.1 ~ 2024.3.31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 2899
②事業の規模	売上げ 16,931百万円
③従業員数	645名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	図3参照

(第 2 面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

EMSで管理している。
 実施、維持及び改善は職制が責任を持って実施している。
 図-2 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

				【前年度（令和 4 年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり		—		
	排 出 量	216.46	t	—	t	
	(これまでに実施した取組) ・ 分別表を定め廃棄 ・ ゼロエミッション（リサイクル率：99.0%以上）を目標に各部門で分別廃棄を実施。 ・ 焼却、埋立処分業者から再生利用業者への排出先変更					
				【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり		—		
	排 出 量	194.00	t	—	t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 分別表を定め廃棄 ・ ゼロエミッション（リサイクル率：99.0%以上）を目標に各部門で分別廃棄を実施。 ・ 焼却、埋立処分業者から再生利用業者への排出先変更					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別表による分別廃棄の実施 ・ 分別表の定期的な見直し 別表 1 参照
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・分別表による分別廃棄の実施 ・分別表の定期的な見直し
-----	----------------------------------------------------------------------------------------

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	216.46 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	198.89 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	216.46 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		

	・処分場の現地確認（インターネット等を利用した書類調査）
--	------------------------------

(第5面)

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	194.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	191.50 t
	再生利用業者への処理委託量	194.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t
	(今後実施する予定の取組) ・処分場の現地確認（インターネット等を利用した書類調査）	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	216.46 t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト加入済み、令和元年度より全産業廃棄物で運用実施中。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和 5 年度特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度特別管理産業廃棄物排出量
計画:当年度特別管理産業廃棄物排出量の目標値

特別産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分を行った(行う)量		処理の委託										
					自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における特別管理産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立処分する量(自ら中間処理を行ったことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める)		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さのうちの処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)		中間処理後、有効利用されている場合の委託量(委託先から別の業者に売却等される場合を含む。)		認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量		
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭				
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画		
廃油	46.54	42.50										46.54	42.50	46.54	40.00	46.54	42.50				
廃酸	162.82	145.00										162.82	145.00	145.25	145.00	162.82	145.00				
廃アルカリ	5.47	5.00										5.47	5.00	5.47	5.00	5.47	5.00				
感染性廃棄物																					
特定有害産業廃棄物																					
廃PCB等																					
PCB汚染物																					
PCB処理物																					
廃石綿等																					
汚泥	1.63	1.50										1.63	1.50	1.63	1.50	1.63	1.50				
有害産業廃棄物																					
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
燃えがら																					
ばいじん																					
合計	216.46	194.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	216.46	194.00	198.89	191.50	216.46	194.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分を行った(行う)量+全処理委託量

【記載方法】

- ・各特別管理産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績(現状)を右に本年度の目標(計画)の特別管理産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄のそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分を行った(行う)量」は、自ら直接埋立処分した(する)量と自ら中間処理した後自ら埋立処分した(する)量を記載してください。(自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める)

図一 2 環境管理組織図

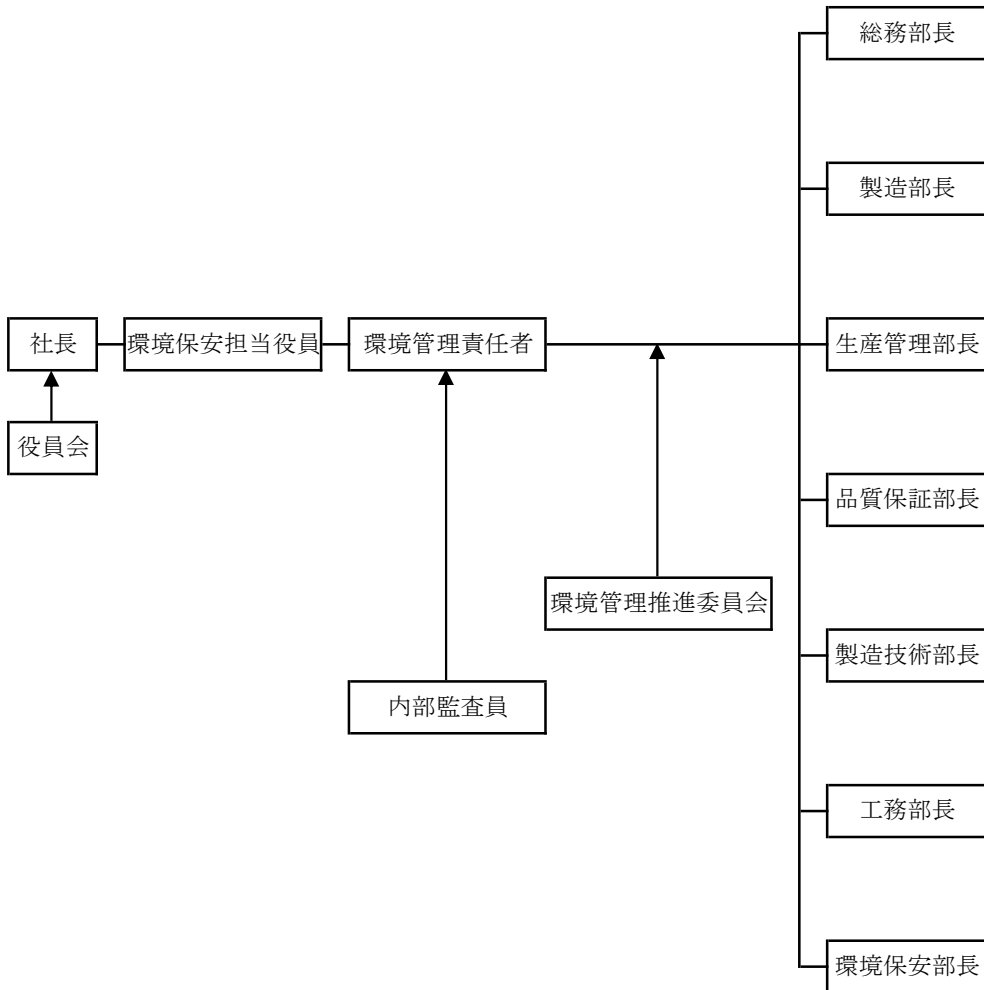
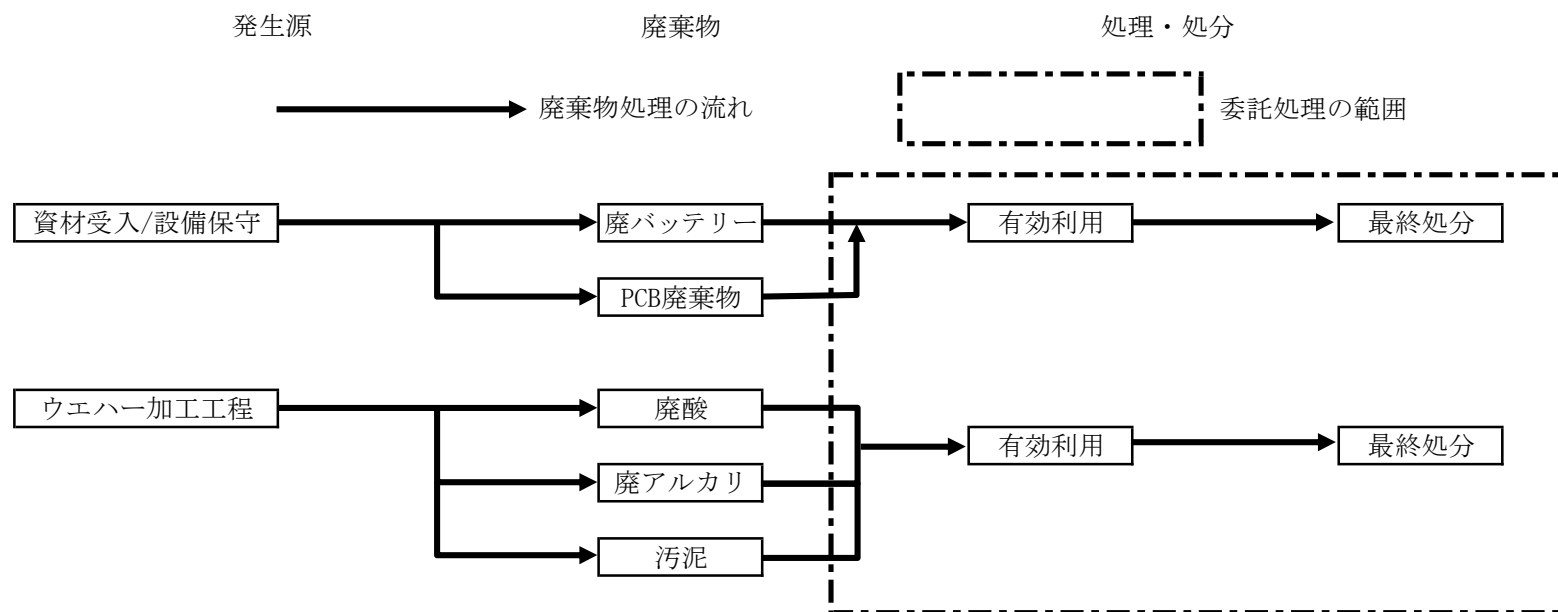


図 - 3 特別管理産業廃棄物処理フロー



別表－1 廃棄物分別表

1. 再利用・再使用

置場名称	主な廃棄物
古紙回収	新聞・折込ちらし 雑誌、書籍、カタログ その他の古紙（コピー用紙、封筒、ダイレクトメール、裁断紙使用梱包材、ノート、厚紙、 文房具・菓子・たばこ等の空き箱や包装紙、メモ用紙、 無塵紙（RCタイプのみ）、紙クズ）
電池	乾電池、ボタン電池、再充電可能電池（鉛蓄電池は除く）
ダンボール	ダンボールのみ
包装用プラスチック	PP箱包装材、PPフィルム、PUフィルム （原則として、検査・生産管理工程からのもので、印刷、テープ等の付着がないものに限る）
専用容器	テフロン（PFA、PVDF、PTFE）製品（配管、チューブを含む）、デルリン製品 スチールキャリア、チタンキャリア
プラスチック類	プラスチックホブ、アルミミネード包装材、エアークラック、プラスチック製筆記具、ハイブリッドフィルム、 発泡スチロールを含むプラスチック系梱包材、LED蛍光管、LED電球、無塵衣包装材、PPバンド OHPフィルム、ポリエチレン製品、トロ函、ナイロン製品、指サック、ゴム製品、ヘルメット 薬液・純水用フィルター、CD等の記録媒体（HD、USBメモリーを除く）、 菓子・たばこ等の包装材、その他プラスチック製品
金属類	ネジ・ボルト・ナット類、銅製品（電線を含む）、鉄製品、アルミ製品、ステンレス製品、金属配管、 W/Sワイヤー、空調フィルター（金属枠のもの）
大物類	スチール机・椅子・棚、書庫、保管庫、金属置場の鉄箱に入らない金属製品
OA機器	パソコン、プリンター、ワープロ、モニター、測定器、HD・USBメモリー、 無停電装置（UPS）、携帯電話、その他家電品
木枠類	木枠、ベニア板、角材、木製パレット、空調フィルター（木枠のもの）
ガラス	ガラスくず、ガラスビーカー、コンクリート片、セラミック・ガラスプレート、陶磁器、試薬ビン 割れた蛍光管、割れた電球ホーニングスティック
蛍光管	割れていない蛍光管、電球
一斗缶	一斗缶、飲料缶、スプレー缶、ペール缶、ガロン缶

2. 焼却・埋立

置場名称	主な廃棄物
可燃物	紙クズ（汚れているもの）、鉛筆、ティッシュペーパー、荷造り紐、無塵紙（RCタイプを除く）、 感熱紙、感光紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、草、枝、履物、クリーンスーツ（無塵衣）
廃プラスチック	塩ビ製品（配管、水槽、板）、グラスウール等の断熱材

3. 特別管理産業廃棄物

対象物質	水銀含有物（水銀温度計、水銀ランプ、水銀電池）、断熱用石綿（アスベスト含有物）、ヒ素付着物 廃揮発油（灯油、軽油等）、アルカリ廃液（pH12.5以上）、酸廃液（pH2.0以下）、 ロボコン・UPS用バッテリー（鉛蓄電池に限る）、薬品・試薬、毒物、劇物、危険物
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 工務課または各部門から直接業者に排出されるもの

対象物質	脱水汚泥、W/Sスラリー、ND混酸、ウェス、廃油（機械油）、サンブラ粉、研磨剤空容器、ケミドラム、 IPA、活性炭、イオン交換樹脂、無塵衣、CR用手袋、ウェーハクズ、ガラスプレート、PPボックス、 塩ビ製ダミーウェーハ、廃シリカ、機密書類、ラップ定盤、 水処理設備清掃時汚泥・廃液、廃棄設備機器
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ この分別表に記載されていないものに関しては、環境保安課または、工務課に確認すること。